



届出・登録・証明書

戸籍・住民票等に関する届出について

問▶市民生活部市民課 ☎71-2000(代)

戸籍に関する事項や住所等に変更がある場合は必ず届出をしてください。届出は市民課又は各支所地域づくり課で受け付けております。

戸籍関係

時間外・休日の閉庁時の各種戸籍の届出は、宿日直室（本庁舎1階西側入口）で受け付けています。

| このようなとき | 届出先（市町村） | 届出期間 | 届出人 | 必要なもの |
|--------------------------|------------------------------|------------------|----------------|---|
| 子どもが生まれたとき ●出生届 | ●父母の本籍地、住所地（所在地） ●出生地 | 出生した日を含め14日以内 | 父・母 | <input type="checkbox"/> 出生証明書（医師・助産師からもらってください） <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 母子健康手帳 <input type="checkbox"/> 新生児連絡票 *名前に使用できる文字には制限があります。 |
| 死亡したとき ●死亡届 | ●死亡者の本籍地 ●届出人の所在地 ●死亡地 | 死亡の事実を知った日から7日以内 | 死亡者の親族又は家主・地主等 | <input type="checkbox"/> 死亡診断書（医師からもらってください） *火葬の手続き（市民課又は各支所地域づくり課へ来庁もしくは電話をお願いします） |
| 結婚したとき ●婚姻届（注1） | ●夫又は妻の本籍地、所在地 | 届出により法律上の効力が発生 | 夫・妻 | <input type="checkbox"/> 婚姻届書（成人の証人2人の署名） |
| 離婚したとき（協議離婚） ●離婚届（注1） | ●夫婦の本籍地又は所在地 | 届出により法律上の効力が発生 | 夫・妻 | <input type="checkbox"/> 離婚届書（成人の証人2人の署名） |

(注1) 届出人の本人確認を行っています。顔写真のついている本人確認書類（個人番号カード・運転免許証など）をお持ちください。確認ができない場合も届出はできますが、後日郵送で届出が受理されたことをお知らせします。

住民票関係（住所等に変更がある場合）

| このようなとき | 届出期間 | 届出人 | 必要なもの |
|--------------------------|--------------|------------------------------|--|
| 市外から引越してきたとき ●転入届（注1） | 転入した日から14日以内 | 本人・世帯主・世帯員（世帯員以外の代理人は委任状が必要） | <input type="checkbox"/> 転出証明書（特例転入の場合は個人番号カードをお持ちください） <input type="checkbox"/> 転入と同時に印鑑登録する場合は登録する印鑑 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（お持ちの方、要暗証番号） |
| 市外へ引越すとき ●転出届（注1）（注2） | 転出日から前後14日以内 | 本人・世帯主・世帯員（世帯員以外の代理人は委任状が必要） | <input type="checkbox"/> 印鑑登録証・（安曇野市民カード：お持ちの方） <input type="checkbox"/> 個人番号カード（要暗証番号）・国民健康保険証・後期高齢者医療保険証・介護保険被保険者証・福祉医療費受給者証等（お持ちの方） |
| 市内で住所変更をしたとき ●転居届（注1） | 転居した日から14日以内 | 本人・世帯主・世帯員（世帯員以外の代理人は委任状が必要） | <input type="checkbox"/> 個人番号カード（要暗証番号）・国民健康保険証・後期高齢者医療保険証・介護保険被保険者証・福祉医療費受給者証等（お持ちの方） |

(注1) 届出人の本人確認を行っています。顔写真のついている本人確認書類（個人番号カード・運転免許証など）をお持ちください。その他必要なものについてはあらかじめ市民課へご確認ください。

(注2) 個人番号カードをお持ちの方は、マイナポータルからオンライン転出を行うことができます。

広告

登記、法律 P123 E-3

うちかわ司法書士・行政書士事務所

不動産登記（相続・遺言・売買・贈与等）商業登記（会社設立・役員変更・解散等）裁判所提出書類作成（訴状・答弁書・各種申立書・各種手続等）

■安曇野市豊科南穂高525-7 2F北号室（安曇野日赤様近く、駅前通り沿い）
■TEL:0263-31-0918 ■FAX:050-3199-4482
■営業時間/9:00~17:00 ■定休日/土曜、日曜、祝日
■URL:https://uchikawa-office.net
■司法書士・行政書士 内川 隆 司法書士 内川 恵

P あり(1台)

寝具レンタル・リース・販売 P117 C・D-1

寝具とクリーニングのニシワキ

株式会社ニシワキ 長野支店

「良い睡眠は良い寝具で！」寝具のニシワキが一流ホテル、旅館様で培った技術と経験で自信をもってお造り致します。

■安曇野市穂高北穂高2559-1
■TEL:0263-82-8941 ■FAX:0263-82-8945
■営業時間/8:30~17:30 ■定休日/土曜、日曜
■E-mail:yoshizawa@nisiwaki.jp
寝具販売、リース、リネンサプライ、各種クリーニング

P あり

各種証明

戸籍謄抄本や住民票などの証明書の申請では、ご本人の確認をしています。**顔写真のついた本人確認書類（個人番号カード・運転免許証・パスポート・在留カードなど）をお持ちください。**顔写真のついた本人確認書類がない場合、各種健康保険証や年金手帳・年金証書等の本人確認書類が2点以上必要です。

| 主な証明等の種類 | 手数料 | 必要なもの・備考 |
|----------------------|--------|--|
| ○戸籍謄本 (全部事項証明) | 450円/通 | *安曇野市に本籍のある方で、請求できるのは、本人・配偶者・同じ戸籍にある人・直系親族です(代理人は委任状が必要)。(※) |
| ○戸籍抄本 (個人事項証明) | | |
| 除籍・改製原戸籍謄本 | 750円/通 | |
| 除籍・改製原戸籍抄本 | | |
| 受理証明書 | 350円/通 | |
| 戸籍記載事項証明書 | | |
| 身分証明書 | 300円/通 | *身分証明書は本人以外は委任状が必要 |
| ○住民票の写し (個人・世帯全員) | 300円/通 | *同一世帯以外の代理人は委任状が必要(※) |
| ○戸籍の附票の写し (全部・一部) | | *安曇野市に本籍のある方(代理人は委任状が必要)(※) |
| ○印鑑登録証明書 | 300円/通 | <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 (安曇野市民カード) |
| 印鑑登録 | 300円/件 | 右欄参照 |

※第三者として請求する場合、該当の方との関係や請求事由のわかるもの(契約書・法人の場合は法人登記証明書等)が必要です。
○マイナンバーカードで証明書コンビニ交付サービスを利用できます。

令和6年3月1日から戸籍制度が利用しやすくなります。

- 戸籍証明書の広域交付が始まります。
[どこでも] 本籍地が遠くにある方でも、お住まいや勤務先の最寄りの市区町村窓口で請求できます。
[まとめて] ほしい戸籍の本籍地が全国各地にあっても、1か所の市区町村の窓口に合わせて請求できます。
※請求できる方や手続き等詳しくは事前にお問い合わせください。
- 戸籍届出の際の戸籍証明書の添付が不要になります。

広告

印鑑、ゴム印、名刺、表札 P123 D-4

真心こめて作製致します

フリハタ印房

一級印章彫刻士が実印・銀行員・認印の個人印、代表者印・会社印の法人印をお作り致します。

■安曇野市豊科4489-13 (成相交差点) ■TEL:0263-72-6818 ■FAX:0263-72-5232
 ■営業時間/9:00~18:00 ※配達のある日は12:00頃 開店
 ■定休日/日曜、祝日 ※特別営業及び臨時休業有り
 ■取扱商品/実印、銀行印、認印、代表者印、会社印、ゴム印、シャチハタ・サンビー製品、表札、名刺・はがき印刷、など



個人番号カード(マイナンバーカード)について

個人番号カードは、券面に住所・氏名・生年月日・性別とマイナンバー、顔写真が記載されたICカードです。本人確認のための身分証明書として利用でき、カードのICチップ内に搭載された電子証明書をを用いて健康保険証として医療機関・薬局で利用できるほか、e-Taxなどの電子申請や各種証明書のコンビニ交付サービスに利用できます。

申請方法は、個人番号カード交付申請書に顔写真(縦4.5cm×横3.5cm)を貼付のうえ、同封の返信用封筒に入れてポストへ投函するか、市民課又は各支所地域づくり課に持参すると、約1カ月後に指定させていただいた交付場所で受け取ることができます。

※申請書がない場合は、市民課又は各支所地域づくり課へお問い合わせください。

※基本的には病気、身体の障害など、やむを得ない理由により本人が窓口に行くことが困難な場合を除き、本人以外の方には交付できません。

印鑑登録

印鑑登録できる方は、安曇野市の住民基本台帳に記録されている方です。ただし、15歳未満の方と意思能力を有しない方は登録できません。登録できる印鑑は一人一個です。

| | |
|------------|---|
| 即日登録できる場合 | 本人が市民課又は各支所地域づくり課窓口にて申請します。 登録する印鑑と、官公庁の発行した免許証、許可証、身分証明書で、顔写真が貼ってある本人確認ができるもの(個人番号カード・運転免許証・パスポート・在留カードなど)をお持ちください。 免許証等がない方は、保証人が必要です。保証人は現在安曇野市で印鑑登録をしている方になります。印鑑登録申請書に、印鑑登録をしている保証人の署名・登録印(実印)を押印し、印鑑登録証のカード番号を記入して申請してください。 |
| 即日登録できない場合 | 「代理人による申請」又は「本人申請で本人確認できるものがなく、保証人がいない方の申請」は即日登録できません。窓口で申請後、後日市役所から申請者へ郵送される回答書と、本人を特定できるもので本人が常時所持していると認められるもの(健康保険証など)を持参した時点で登録ができます。代理人による申請の場合は、代理人の本人確認のできるものも必要になります。 手続き等詳しくはお問い合わせください。 |


司法書士 P133 D-5

司法書士 小川原 哲

四つ葉司法書士事務所

不動産登記・商業登記全般、相続、成年後見、裁判関係業務等お気軽にご相談下さい。

■安曇野市豊科田沢5426-5 1F
 ■TEL:0263-55-4077 ■FAX:0263-55-4298
 ■E-mail:yotsuba2013@tbz.t-com.ne.jp
 ■長野県司法書士会/登録番号 第680号
 ※司法書士法第3条に定める訴訟額の範囲に限ります



●印鑑登録手数料 300円

●登録できない印鑑

- ①住民基本台帳に記録されている氏名、氏もしくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの
- ②職業・資格その他氏名以外の事項を表記しているもの
- ③ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ④印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの、又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
- ⑤印影を鮮明に表しにくいもの
- ⑥同一世帯ですでに登録されている印鑑
- ⑦その他登録を受けようとする印鑑として不適切と認められるもの

●印鑑登録証明書(1通) 300円

注意

印鑑登録証は実印と同じくらいに大切です。なくさないように注意しましょう。万が一、印鑑登録証(安曇野市民カード)又は登録した印鑑を紛失した場合は、直ちに登録廃止の届出をしてください(この届出も本人確認をしています)。また、安曇野市から転出すると登録廃止になりますので、転出手続きの際にお持ちください。

外国人住民に関する届出

※本庁舎市民課のみの取扱いとなります。

●中長期在留者(在留カードの交付を受けた外国人)

| 区分 | 届出期間 | 必要なもの |
|------------------------------------|-------|--|
| 住居地の届出 (新規上陸・住居地変更・在留資格変更に伴う届出) | 14日以内 | <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> パスポート(新規上陸のとき) <input type="checkbox"/> 同居する方との続柄の分かる書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード(お持ちの方、要暗証番号) |

●特別永住者

| 区分 | 届出期間 | 必要なもの |
|----------------------------------|--------------------|---|
| 住居地の届出 | 14日以内 | <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> パスポート(新規上陸のとき) <input type="checkbox"/> 同居する方との続柄の分かる書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード(お持ちの方、要暗証番号) |
| 特別永住者証明書の記載事項変更 | 変更が生じた日から14日以内 | <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 変更したことを証する資料 |
| 特別永住者証明書の有効期間更新 | 有効期限満了日の2ヵ月前から(注1) | <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 顔写真1枚(縦4cm・横3cm)(注2) <input type="checkbox"/> パスポート(お持ちの方のみ) |
| 特別永住者証明書の再交付申請 (紛失・盗難・滅失 その他) | 事実を知った日から14日以内 | <input type="checkbox"/> 顔写真1枚(縦4cm・横3cm)(注2) <input type="checkbox"/> パスポート(お持ちの方のみ) <input type="checkbox"/> 遺失証明書など公的資料 |

(注1) 有効期限満了日が16歳の誕生日の場合は、有効期限満了日の6ヵ月前からとなります。

(注2) 16歳未満の方は、顔写真の提出は不要です。

*在留管理制度についてのお問い合わせは、☎0570-013904 出入国在留管理庁のインフォメーションセンターへ、住所変更についてのお問い合わせは、☎71-2000(代) 市民課市民担当へお願いします。

広告

整備工場 P132 B-5

国産車から輸入車まで幅広く対応します

有限会社 安曇ホンダ

経験豊富なメカニックが丁寧に対応致します。急なトラブルにも対応致します。お車の異常や異変を感じたらご相談下さい。

■安曇野市豊科2572-1
 ■TEL:0263-72-2085 ■FAX:0263-72-7406
 ■営業時間/8:30~17:00 ■定休日/日曜、祝日、お盆、年末年始

P あり

弁護士事務所 P133 C-4

法律にまつわる事柄は、なんでもお気軽にご相談ください

安曇野法律事務所

弁護士 宮澤 幸平

■安曇野市豊科南穂高1228-2 斉藤ビル201 ■TEL:0263-31-6224
 ■FAX:0263-31-6225 ■営業時間/9:00~18:00
 ■定休日/土曜、日曜、祝日 ■URL:http://www.azumino-lo.com
 ■業務内容/一般民事事件、商事・会社関係事件、家事事件 等
 ■長野県弁護士会所属

P あり



税金

税について

☎ 総務部税務課・収納課 ☎71-2000(代)

国や県、市町村では、皆さんが豊かで安心した暮らしができるように、社会福祉の充実、道路の整備、教育の振興など幅広い活動をしています。税は、このための大切な財源であり、社会を維持するための『会費』であるともいえます。

| 種類 | 納税義務者 | 備考 |
|-------|---|---|
| 個人住民税 | <ul style="list-style-type: none"> ●1月1日現在、市内に住所がある方で、前年（1月～12月）に所得があった方（所得割と均等割） ●1月1日現在、市内に住所がない方で、事務所・事業所又は家屋敷が市内にある方（均等割） | 税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出されますので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。ただし、給与収入のみ又は公的年金収入のみで、源泉徴収票に記載されている内容以外の各種控除を申告しない方、所得税の確定申告をした方は、申告の必要はありません。 |
| 法人市民税 | ●市内に事務所・事業所又は寮等がある法人（法人税割と均等割があります） | 原則として事業年度終了の翌日から2ヵ月以内に確定申告をして納めます。法人等が事務所・事業所などを設けた場合、あるいは廃止した場合は速やかに法務局履歴事項全部証明書等を添付した届出書の提出が必要です。 |
| 軽自動車税 | 種別割 | ●4月1日現在、原動機付自転車（特定小型含む）、軽自動車、二輪小型自動車、小型特殊自動車（農耕作業用含む）を所有する方 |
| | 環境性能割 | ●令和元年10月1日以降に、新車・中古車を問わず50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得された方 |
| 固定資産税 | ●1月1日現在、市内に土地、家屋及び償却資産を所有する方 | 身体に障がいのある方などが所有し、本人や家族が運転する車の税金は減免される場合があります。 登録時に課税されます。環境性能割は市税となりますが、当分の間、長野県が賦課徴収を行います。 所有資産のそれぞれの課税標準額の合計が以下の金額に満たない場合は課税されません。 土地30万円・家屋20万円・償却資産150万円 |

■納税相談について

市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料が期限内に納付できなくなった場合には、生活状況をお聞きしたうえで、できる限り生活を圧迫せずに短期間で納付できるようにご相談に応じます。

税率・税額一覧表

| 税の種類 | | 税率・税額 |
|-------|------|---|
| 個人住民税 | 均等割 | 5,500円（市3,000円・県1,500円、国1,000円） ※県民税のうち、500円は森林整備のための「長野県森林づくり県民税」として、平成20年度から上乘せ課税されています。 ※東日本大震災からの復興と市が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、市民税・県民税にそれぞれ500円（計1,000円）が加算されていましたが、令和5年度で終了しています。令和6年度から新たに森林環境税（国税）として1,000円が課税されています。 |
| | 所得割 | 10%（市6%・県4%） |
| 法人市民税 | 均等割 | 標準税率 |
| | 法人税割 | 資本金等の額 1億円以上8.4%・1億円未満7.6%（令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から） |
| 固定資産税 | | 1.4% |

広告

自動車販売 整備 車検 P136 B-2

お車のトータルサービス

株式会社 **光Auto**



車の販売はもちろん車検・修理・買取り・福祉車両・24時間レッカーサービスまで、すべてお任せ下さい。なんでもお気軽にご相談下さい。


■(展示場)安曇野市豊科472-16 ・ (認証工場)3290434) 安曇野市豊科高家6495-70
 ■TEL:0263-73-8927 ■FAX:0263-73-8925
 ■営業時間 / 9:00~21:00
 ■定休日 / 不定休

P あり

理容室 P111 C-3

出張理容を致します

いづみ理容室



出張理容について、詳しくは連絡をお待ちしております。婦人マイルドシェービングを是非お試しください。ご年配の方からお子様まで様々な年齢層の方が気軽に足を運べるお店です。

■安曇野市穂高6011-2
 ■TEL:0263-82-3186
 ■営業時間 / 7:30~19:00 ■定休日 / 月曜、第3日曜

P あり

■軽自動車税（種別割）の税率について

●原動機付自転車、軽二輪、小型二輪、小型特殊自動車

| | 車両区分 | 税率（年額） |
|----------|-----------------|--------|
| 原動機付自転車 | 排気量50cc以下（一般） | 2,000円 |
| | 定格出力0.6kW以下（特定） | 2,000円 |
| | 排気量50cc超90cc以下 | 2,000円 |
| | 90cc超125cc以下 | 2,400円 |
| | ミニカー（50cc以下） | 3,700円 |
| 二輪の軽自動車 | 125cc超250cc以下 | 3,600円 |
| 二輪の小型自動車 | 250cc超 | 6,000円 |
| 小型特殊自動車 | 農耕作業用 | 2,400円 |
| | その他（フォークリフト等） | 5,900円 |

●軽自動車（四輪以上及び三輪）

| 軽自動車 車両区分 | 税率（年額） | | |
|--------------|--------------------------|-------------------------|-------------|
| | 平成27年 3月31日まで の登録車 | 平成27年 4月1日以降 の登録車 | 登録後 13年超 |
| | 旧税率 | 標準税率 | 重課税率 |
| 三輪 | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 |
| 四輪乗用 | 自家用 | 7,200円 | 10,800円 |
| | 営業用 | 5,500円 | 6,900円 |
| 四輪貨物 | 自家用 | 4,000円 | 5,000円 |
| | 営業用 | 3,000円 | 3,800円 |

■軽自動車税（種別割）について

●納める人

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在、市内に定置場がある原動機付自転車（特定小型含む）、軽自動車、小型特殊自動車（農耕作業用含む）、二輪の小型自動車を所有している人に納めていただきます。

●申告

購入や譲渡、廃車、登録事項の変更をすることに申告してください。申告の期間は、廃車が30日以内、そのほか15日以内です。

■車種別申告先の一覧

| 車種 | 申告先 | 電話番号 |
|-------------------------|------------------------|------------------|
| 原動機付自転車 (125cc以下) | 税務課 | 0263 |
| 小型特殊自動車 | 各支所地域づくり課 | 71-2484 |
| 軽自動車・三輪・四輪 (660cc以下) | 軽自動車検査協会 長野事務所松本支所 | 050 3816-1855 |
| 軽二輪 (125cc超250cc以下) | 長野運輸支局松本自動車 検査登録事務所 | 050 5540-2043 |
| 二輪の小型自動車 (250cc超) | | |

広告

自動車販売店 P136 B-2

あなたの街のクルマ屋さん

株式会社 カーローリエ

スズキ副代理店 損保ジャパン代理店
新車・中古車・板金・車検一般修理



■安曇野市豊科875-5
■TEL:0263-72-8080 ■FAX:0263-72-8082
■営業時間/9:00~17:45 ■定休日/日曜、祝日
■URL:http://carlorie.p-kit.com/

P あり

■原動機付自転車に関する申告

| 種類 | 必要なもの |
|---------------------|---|
| 原動機付自転車などを登録するとき | <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類（注1） <input type="checkbox"/> 車台番号などが特定できる書類（注2） ※手数料無料 |
| 原動機付自転車などの登録を抹消するとき | <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類（注1） <input type="checkbox"/> ナンバープレートなど（注2） （紛失し、再交付を請求される場合は300円が必要です） |

- （注1）顔写真のついた本人確認書類（運転免許証・個人番号カード・パスポート・在留カードなど）をお持ちください。顔写真のついた本人確認書類がない場合、各種健康保険証や年金手帳・年金証書等の本人確認書類が2点以上必要です。
- （注2）その他、必要なものについては税務課にお問い合わせください。

■証明書発行手数料

税関係の証明は本庁及び各支所で交付します。

| 種別 | 手数料（1件あたり） | 問い合わせ |
|----------------|-------------------|---------|
| 所得・課税・扶養証明書 | 300円 | 税務課 |
| 納税証明書 | 300円 (年度・税目ごと) | 収納課 |
| 営業（所在）証明書（法人） | 300円 | 税務課 |
| 資産証明書 | 300円 | 税務課 |
| 評価証明書 | 300円 (所有者ごと) | 税務課 |
| 住宅用家屋証明書 | 1,300円 | 税務課 |
| 様式任意の証明書 | 300円 | 税務課・収納課 |
| 軽自動車継続検査用納税証明書 | 無料 | 税務課 |

■証明書の交付を申請できる人と持ち物


| 申請者 | 持ち物 |
|------------------|---|
| 納税義務者本人及び同一世帯の親族 | <input type="checkbox"/> 本人確認書類（注1） |
| 相続人 | <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本など（注2） |
| 納税管理人 | <input type="checkbox"/> 本人確認書類 |
| 受任者 | <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（注3） |

- （注1）顔写真のついた本人確認書類（運転免許証・個人番号カード・パスポート・在留カードなど）をお持ちください。顔写真のついた本人確認書類がない場合、各種健康保険証や年金手帳・年金証書等の本人確認書類が2点以上必要です。
- （注2）相続関係を確認できるもの。
- （注3）委任者自筆押印のもの。ホームページ掲載のもののほか、市税証明書等交付申請書裏面や任意のもの、いずれも使用できます。

また、法人関係の証明書（営業証明及び法人名義の諸証明）の申請には法人の登録印が必要です。

新車・中古車販売 P124 B-5

株式会社クルーカンパニー



新車、中古車販売、買取り、修理、車検、車のことならなんでもおまかせ♪

■安曇野市三郷温2445-1
■TEL:0263-50-9408 ■FAX:0263-50-9058
■営業時間/10:00~19:00 ■定休日/GW、お盆、お正月

市税等を納めるには

市税等の納期

| 区分 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---------------------------------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 市県民税 | | | 1期 | | 2期 | | 3期 | | | 4期 | | |
| 固定資産税 | 1期 | | | 2期 | | | | | 3期 | | 4期 | |
| 軽自動車税（種別割） | | 全期 | | | | | | | | | | |
| 国民健康保険税※ 後期高齢者医療保険料 介護保険料 | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 | 10期 | 11期 | 12期 |

※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料に関するお問い合わせは、国保年金課（☎71-2475）までお願いいたします。
※介護保険料に関するお問い合わせは、高齢者介護課（☎71-2472）までお願いいたします。

納税（納入）通知書で納める場合

● 次の場所で納めることができます

安曇野市役所本庁会計課、各支所地域づくり課、八十二銀行、長野銀行、あづみ農業協同組合、松本ハイランド農業協同組合、長野県信用組合、松本信用金庫、長野県労働金庫、長野・新潟県内のゆうちょ銀行又は郵便局

● 次の方法でも納めることができます

● コンビニエンスストア（順不同）※

MMK設置店、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100

● コンビニエンスストア等は安曇野市に代わって本書の金額を代理受領します。

● コンビニエンスストアで納めることができる市税等は、市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料です。

● スマートフォン決済※

d払い請求書払い、au PAY（請求書支払い）、PayPay請求書払い、LINE Pay請求書支払い

● スマートフォン等のアプリを利用した場合は領収証が発行されません。

※合計額が30万円以下の納付に限ります。

● 全国の地方税統一QRコード納付対応金融機関

● 地方税お支払いサイトでの納付（介護保険料、後期高齢者医療保険料は納付できません）



地方税お支払いサイト

検索

※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

口座振替

市では、便利で納め忘れのない口座振替をお勧めしています。

● 口座振替できる金融機関等

八十二銀行、長野銀行、あづみ農業協同組合、松本ハイランド農業協同組合、長野県信用組合、松本信用金庫、長野県労働金庫、みずほ銀行、りそな銀行、ゆうちょ銀行

● 申し込み方法

納税（納入）通知書・預貯金通帳・通帳届出印をご持参のうえ、上記金融機関等又は市役所本庁及び各支所地域づくり課に備えてあります「安曇野市市税等口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」にご記入いただき提出してください。

※ゆうちょ銀行をご希望の場合は直接お近くのゆうちょ銀行へご提出をお願いします。

● 振替を希望される納期限の2カ月前までにお申し込みください。

● 納税（納入）についての情報は更新される場合がありますので、市ホームページ等でご確認ください。

広告

自動車販売・整備・車検 P133 C-4

安全・安心の格安アップル車検
アップル車検 安曇野インター店
(株)アルガオートサービス あずみ野店

専門知識と技術を持ったスタッフが、皆様の愛車を「安心・安全」にお乗りいただけるよう誠意対応させていただきます。お車のことならアップル車検にお任せください。ご来店をお待ちしております。

■安曇野市豊科高家3807-1
■TEL:0263-71-6255
■営業時間/8:45~17:15
■定休日/木曜、日曜、祝日

P あり

司法書士 P115 D-4

唐澤武志司法書士事務所

登記・供託 申請 ご相談ください。

■安曇野市明科七貴5814-6
■TEL:0263-62-5765 ■FAX:0263-62-5764
■長野県司法書士会 所属

P あり